

大阪府ヒートアイランド対策モデル事業

事業者募集要項

目次

1. 事業の趣旨
2. 事業の概要
3. 応募者の資格と制限
4. 募集スケジュール
5. 応募方法等
6. 参考資料
7. 審査の方法及び審査結果の通知
8. モデル事業予定者の決定と事業者の責務

平成16年6月9日(水)

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室環境管理課

大阪府ヒートアイランド対策モデル事業について

1. 事業の趣旨

ヒートアイランド対策の施策展開をこれまでの点から面に広げ、まちづくりの視点で取り組んでいくため、ヒートアイランド現象が顕著な地域において、ヒートアイランド対策を効果的に実施する事業提案を求めるものです。

2. 事業の概要

(1) 事業内容

- ①民間事業者からの提案による複合的なヒートアイランド対策のモデルプランを公募
- ②別途定める審査基準に基づき、モデル事業の採択・不採択を判定
- ③採択されたモデル事業について、ヒートアイランド対策の工事費(高機能化)と通常工事費との差額の一部を補助

(2) 採択要件

- ①府内でヒートアイランド現象が顕著な地域
- ②事業実施後の効果検証等、協力が見込めること
- ③平成16年度中に、ヒートアイランド対策工事が完成できること
- ④敷地面積 概ね10,000㎡以上
- ⑤原則として、他事業の補助採択を受けているものを除く

(3) 募集のスケジュール

- | | |
|----------|---------------|
| ①募集要項の公表 | 平成16年6月9日(水) |
| ②説明会の開催 | 平成16年6月16日(水) |
| ③質疑書の受付 | 平成16年6月21日(月) |
| ④質疑書への回答 | 平成16年6月28日(月) |
| ⑤応募函書の受付 | 平成16年7月5日(月) |

(4) 事務局(問い合わせ先)

環境農林水産部循環型社会推進室環境管理課温暖化対策グループ
田中・板田(いただ)

電話 06-6941-0351(代表) 内線 3856
06-6944-6710(直通)

3. 応募者の資格と制限

(1)応募者は、次に示す条件を備えている者とする。

①ヒートアイランド対策工事等に必要な知識、経験及び本事業が遂行可能な資金力を有するもの。

(2)応募者は、応募図書の受付日である平成16年7月5日(月)からモデル事業者として決定した日までの間に、次のいずれかに該当する者となった場合は失格とします。

なお、応募グループの構成員が該当者となった場合においては、応募者の資格条件すべてを満たすために当該構成員を除外し、応募グループの構成員を変更して(但し代表者の変更は認めない)、その内容を府が認めた場合には応募者の資格を有する者としてします。

①会社更生法第17条第1項又は第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

但し、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者が、その更生計画認可の決定があった場合を除く。

②民事再生法第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

但し、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者がその再生計画認可の決定があった場合を除く。

③最近2事業年度の法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び府税に係る徴収金を滞納しているもの

4. 募集スケジュール

(1)募集要項の公表 平成16年6月9日(水)

(2)募集要項の配布 平成16年6月9日(水)から7月5日(月)まで

(土曜日、日曜日は除く)

午前9時15分から午後6時まで

(午後0時15分から午後1時を除く)

配布場所 ; 事務局

(環境農林水産部循環型社会推進室環境管理課

温暖化対策グループ 大阪赤十字会館8階)

*大阪府のホームページにも掲載します。

(http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/heat_i/)

(3)募集要項説明会の開催 平成16年6月16日(水)午前10時から12時
場所; 国民会館・住友生命ビル6階「公害審査会室」
(大阪府中央区大手前2-1-2)

(4)質疑書の受付 平成16年6月21日(月)午前10時から午後4時まで
(午後0時15分から午後1時を除く)
受付場所 事務局

質疑書(様式4)に内容を記入の上、事務局まで持参して下さい。
口頭、FAX、メール等での質疑は受け付けません。

(5)質疑書への回答 平成16年6月28日(月)
回答方法 事務局に掲示します。
*大阪府のホームページにも掲載します。
(http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/heat_i/)
※回答内容は、この要項の追加・修正事項とします。

(6)応募図書の受付 平成16年7月5日(月)午前10時から午後4時
(午後0時15分から午後1時を除く)
受付場所;事務局
*可能であれば、提出希望時刻をあらかじめ事務局とうちあわせの上、持参してください。
*提案書の提出後、その追加・修正は一切認めません。
*提案書は、いかなる理由であれ返却しません。
*なお、必要に応じて補足資料の提出を求める場合があります。

(7)応募者の公表 平成16年7月5日(月)
応募者について、事務局に掲示します。

(8)応募者による提案内容の説明

大阪府の設置する審査委員会で、提案内容の説明をしていただきます。

①開催日時 平成16年7月16日(金)午前10時から12時まで

②場所 国民会館・住友生命ビル6階「公害審査会室」
(大阪府中央区大手前2-1-2)

(9)審査

応募者による提案内容の説明の後、7月下旬に開催予定の第2回審査委員会で、提案内容を審査し、モデル事業の採択・不採択を決定します。

(10)提案されたモデル事業の採択・不採択の発表

平成16年7月末（予定）

モデル事業の採択・不採択については、応募者全員に通知するとともに、大阪府のホームページにも掲載します。

[\(http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/heat_i/\)](http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/heat_i/)

(11)補助金交付申請

民間事業者にあつては、モデル事業の採択後、知事に対し速やかに補助金交付申請を行う。

(12)完了検査

民間事業者にあつては、事業完了後、完了検査を受ける。

5. 応募方法等

(1)応募申込書（様式1）1部

*グループで応募する場合は、「応募申込書」(様式1)に加え、「応募グループの構成員調書」(様式2)も提出してください。

*応募者の委任を受け、代理者が申請する場合、委任状(様式3)を添えて申請してください。

(2)敷地面積のわかる資料 1部

公図(写し)

登記簿謄本(原本)

地籍測量図(縮尺自由 A3サイズ等で提出)

(3)提案書（様式自由 A3サイズ）8部

*計画図はまとめて表示することもできます。

また、図面の縮尺はレイアウト等の都合により、変更は認めます。

① 提案趣旨書

イ. ヒートアイランド対策モデル事業としてのコンセプトや、土地利用計画、対象地域の周辺との連携などについて、概要をまとめてください。

ロ. モデルプランについて、審査項目別に配慮した内容をまとめてください。

その際、今回提案する複合的なヒートアイランド対策についてわかるように記載して下さい。

また、ヒートアイランド対策にかかる概算工事費について、百万円単位で記入してください。

② 土地利用計画図(縮尺 1:600)

③ モデルプラン (縮尺 1:1,000 配置図・平面図・立面図・外構計画等)

④ 事業スケジュール(建築工事等の完了予定時期を記載)

(4)応募者に関する資料(各1部)

① 印鑑証明書

② 納税証明書(最近2事業年度分)

*応募に必要となるすべての費用は応募者の負担とします。

*応募図書は返却しません。

6. 参考資料

(1)ヒートアイランド対策大綱(平成16年3月30日付けヒートアイランド対策関係府省連絡会議)

[環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/>)に、掲載されています]

(2)大阪府ヒートアイランド対策推進計画(案)関連

[大阪府のホームページに、掲載されています]

(http://www.epcc.pref.osaka.jp/ondanka/heat_i/)

推進計画(案)の概要

推進計画(案)

建築・まちづくりにおけるヒートアイランド対策に関する指針(案)の概要

建築・まちづくりにおけるヒートアイランド対策に関する指針(案)

7. 審査の方法及び審査結果の通知

- (1)審査は、次頁の審査基準により、大阪府が設置する審査委員会で行います。
- (2)審査基準
審査方法 次頁以降に掲げる事項について、評価を行い、モデル事業としての採択・不採択を判定します。
- (3)審査結果は応募者全員に通知します。
- (4)審査委員会における審査内容、選定結果についての質問や異議には一切応じません。

8. モデル事業予定者の決定と事業者の責務

- (1)大阪府は、採択されたモデルプランの提案者を事業予定者として決定します。
- (2)事業予定者は速やかに、知事に対し補助金交付申請を行い、事業者となります。
- (3)事業者は、事業完了後、完了検査を受けるものとします。
- (4)事業予定者は、提案内容を実現する責務があります。
- (5)事業者においては、ヒートアイランド対策モデル事業で実施したことを示すプレートを大阪府と協議の上、つけてください。
- (6)次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ①大阪府が求めた書類を、期限までに提出しなかった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③審査委員へ審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があった場合
 - ④その他、本募集要項に違反した場合

【審査基準】

審査項目	評価の視点
イ. 建築物の断熱性・遮熱性の向上	建築物の断熱や遮熱(日射を高反射させ、建築物の熱の吸収を抑える)は、空調設備機器の負荷を少なくし、空調設備機器からの人工排熱量の低減につながることから、断熱性・遮熱性の向上に努める。
ロ. 地表面被覆の改善	地表面の水分は、蒸発によって地表面温度の上昇を抑え蓄熱を低減する効果があることから、敷地内で緑化を行わない地表面は土のまま残す工夫をし、舗装する場合は保水性舗装や透水性舗装の採用に努める。
ハ. 施設の緑化 ・屋上緑化 ・施設緑化	植物には、水の蒸散作用による冷却効果があるとともに、日射を遮り、地表面や建築物に日影をつくって表面温度の上昇を抑え、蓄熱を低減する効果がある。 これに伴って建築物内部の空調設備機器の負荷を少なくし空調設備機器からの人工排熱量を低減する効果が期待できる。さらに屋上緑化や外壁緑化は建築物の断熱にも効果がある。
ニ. 民間事業者による効果検証	モデル事業の趣旨を鑑み、提案されたモデルプランについての民間事業者の効果検証などの自主的な取り組みについて評価を行う。
ホ. その他	府・市・事業者等において総合的な対策が見込まれること。 上記以外でヒートアイランド対策に効果があると考えられる内容

【下記の2項目については、追加配点します。】

ヘ. 設備機器のエネルギー対策	設備機器の省エネルギー化や自然エネルギーを利用した設備の導入は、人工排熱量の低減につながることから、高効率な機器や太陽光発電設備の導入など、設備機器のエネルギー対策を進める。
ト. まちづくりにおける配慮	人間が快適と感じる風の通りを妨げないよう、建物やオープンスペース及び緑地などの配置に配慮する。 せせらぎなどの水面は水の蒸発による冷却効果があることから、水面の保存・確保に努める。

[モデル事業としての府費補助の取り扱い]

※ 審査項目のイ・ロ・ハについて、原則として、補助対象であるが、詳細については、採択された民間事業者と別途協議する。

大阪府ヒートアイランド対策モデル事業募集

応募申込書

大阪府知事あて

平成16年7月5日

募集の内容を理解し、必要書類を添えて応募します。

応募者名 代表者名 応募グループは 代表者名で記入	印
所在地	〒□□□□-□□□□

担当部局及び担当者

担当部局	
担当者名・役職名	
連絡先	住所 電話

【申請業務を委任する場合】

申請代理者名 代表者名	
担当者名・役職名	
連絡先	住所 電話

グループで応募する場合、「応募グループの構成員調書」(様式2)も提出して下さい。

応募者印は、印鑑証明と同じ印を捺印して下さい。

代理者が申請する場合は、委任状(様式3)も提出して下さい。

大阪府ヒートアイランド対策モデル事業募集

応募グループの構成員調書

	企業名・代表者名・所在地・担当部局	
応募グループの 構成員1 (代表者)	企業名 代表者名 所在地 担当部局	印 電話
応募グループの 構成員2	企業名 代表者名 所在地 担当部局	印 電話
応募グループの 構成員3	企業名 代表者名 所在地 担当部局	印 電話
応募グループの 構成員4	企業名 代表者名 所在地 担当部局	印 電話

- ※ 応募者印は、印鑑証明と同じ印を捺印してください。
- ※ 構成員が5以上の場合、適宜枠を増やして対応してください。

様式3

大阪府ヒートアイランド対策モデル事業募集

委 任 状

大阪府知事 あて

平成 16 年 7 月 5 日

応募者名

代表者名

印

上記の件について、下記の者を代理人と定め、手続きの一切を委任します。

記

※ 委任状印は、印鑑証明と同じ印を捺印してください。

大阪府ヒートアイランド対策モデル事業募集

質 疑 書

大阪府知事 あて

平成16年6月21日

応募者名 代表者名	
所在地	〒□□□□-□□□□

担当部局名	
担当者名・役職名	
連絡先	住所 電話

【申請業務を委任する場合】

申請代理者名 代表者名	
担当者名・役職名	
連絡先	住所 電話

要項ページ	内容